

「岡山いきいき子ども・若者プラン 2025（仮称）」素案の概要について

1 計画策定の趣旨

- 本県の合計特殊出生率は減少傾向で推移し、出生数は13年連続で減少するなど、少子化の現状は依然として厳しい状況が続いている。
- 少子化の要因は、結婚、出産、育児、就業環境などライフステージ全般に及んでおり、若者の未婚化・晩婚化への課題に積極的に対応するとともに、ライフステージに応じた施策を切れ目なく展開する必要がある。

- 子ども・若者を取り巻く環境は、核家族化の進展、コロナ禍の影響などによる生活様式や価値観の多様化、人間関係の希薄化など、目まぐるしく変化している。
- 子ども・若者が抱える問題は、いじめや不登校、ニートや引きこもり、貧困、虐待、ヤングケアラー、SNSなどインターネット上のトラブルや犯罪被害、薬物の過剰摂取など、ますます多岐にわたり、複雑さ困難さを増している。

- 国は、こども大綱を策定し、すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」の実現に向け、少子化対策、子ども・若者の育成支援、子どもの貧困対策に取り組んでいる。



- 少子化の流れに歯止めをかけることを目指すとともに、子ども・若者や子育て家庭を地域全体で支え応援し、次代を担うすべての子ども・若者が健やかに育つ社会づくりを進めるための総合的な計画として「岡山いきいき子ども・若者プラン 2025」を策定する。

2 施策の方向性

少子化の流れに歯止めをかけ、次代を担う子ども・若者の健やかな成長と自立・活躍に向けて、子どもを生みたい、育てたいと考える個人の希望をかなえるとともに、子ども・若者が尊厳を重んぜられ、自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるよう、

- I 結婚、妊娠・出産の希望がかなう環境の整備
 - II 乳幼児期における教育・保育の充実
 - III 子ども・若者の成長を支援する環境の充実
 - IV きめ細かなサポートが必要な子ども・若者や家庭への支援
 - V ワーク・ライフ・バランスと子育てにやさしい環境づくりの推進
 - VI 子ども・若者の社会参画の促進と意見の反映
- など、ライフステージに沿った様々な施策を切れ目なく展開する。

3 計画の性格・位置付け

中期的な視点から、少子化の流れを変えることを目指すとともに、次代の社会を担う子ども・若者が健やかに生まれ育つ環境の整備を総合的・計画的に推進するための基本的な計画

- ・ 県こども計画 (こども基本法)
- ・ 県子ども・若者計画 (子ども・若者育成支援推進法)
- ・ 県子どもの貧困対策計画 (こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律)
- ・ 県子ども・子育て支援事業支援計画 (子ども・子育て支援法)
- ・ 次世代育成支援対策のための県行動計画 (次世代育成支援対策推進法)
- ・ 母子及び父子並びに寡婦の自立促進計画 (母子及び父子並びに寡婦福祉法)

4 計画期間

令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間

5 基本理念

子どもは県民の宝物として社会全体で子育てを支援するとともに、次代を担うすべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現していくための基本理念を設定する。

－ すべての子ども・若者が「おかやまに生まれ、育ち、本当に良かった」と思い、笑顔で暮らせる未来に向けて －

6 策定のポイント

(1) 子ども・若者関連計画の統合

こども大綱を勘案し、令和6(2024)年度に終期を迎える「岡山いきいき子どもプラン2020」と「第3次岡山県子ども・若者育成支援計画」の内容を統合する。

(2) 子ども・若者の社会参画の促進・意見の反映

子ども・若者ととともに社会をつくるという認識の下、子ども・若者の社会参画を促進するとともに、意見を表明する機会を確保する。また、プランの策定に当たっては、小学生・中学生・高校生段階の児童生徒等を対象としたアンケートの実施や、子ども・若者支援地域協議会等を通じて子ども・若者から意見を聴取する。

7 スケジュール

令和6年11月27日～12月26日	パブリック・コメントの実施 子ども・若者の意見聴取
令和7年2月	パブリック・コメント結果等の報告及び最終案の提示
令和7年3月	策定、公表

8 計画の体系及び重点施策、主要指標

別紙のとおり

計画の体系及び重点施策（1）

計画の体系	重点施策の概要
I 結婚、妊娠・出産の希望がかなう環境の整備	
1 若者のライフデザイン構築支援	
(1) 次代の親の育成	○中高生が乳幼児とふれあえる機会の提供など
(2) 若者の結婚への関心の後押し【拡充】	○結婚等について考えるきっかけとなる情報や機会の提供など
(3) 妊娠・出産に関する正しい知識の普及と情報提供	○妊娠・出産、プレコンセプションケアに関する正しい知識の普及啓発
(4) 若者の就職支援	○新規学卒者の就職支援、職業訓練の実施、おかやま若者就職支援センターの運営
2 若者の結婚の希望をかなえる環境の整備	
(1) 多様な出会いの機会の提供	○「おかやま縁むすびネット」による多様な出会いの機会の提供、市町村が実施する地域資源等を活用した出会いイベント等への支援
(2) 結婚をサポートする体制の充実	○結婚支援ボランティア「結びすと」の担い手確保・育成、結婚相談の実施、民間企業等との連携強化、市町村との連携強化
(3) 社会全体で出会い・結婚を応援する気運の醸成【拡充】	○出会い・結婚に関する情報の積極的な発信、「おかやま結婚応援パスポート」の利用拡大、同世代の若者の交流促進など
(4) 結婚生活の応援【新規】	○「おかやま結婚応援パスポート」協賛店によるサービスの提供、結婚生活等に関する支援情報の発信
3 健やかな人生の基礎を築く母子保健の推進	
(1) 満足度の高い妊娠・出産・子育てへの支援	○こども家庭センターなどでの母子保健情報の提供、おかやま妊娠・出産サポートセンターによる妊娠・出産に関する相談の実施、不妊に関する相談体制の充実など
(2) 妊産婦の健康や親子を見守り育む支援	○母性健康管理カードの利用促進、マタニティマークの普及啓発、子どもの病気の対処方法についての知識の普及、愛育委員などの活動の充実、父親の育児参加の促進など
(3) 子どもの健やかな育ちと思春期からの健康づくりの支援	○乳幼児全戸訪問、乳幼児健診、乳幼児健康診査等のスクリーニング技術の向上、先天性代謝異常等検査や新生児聴覚検査の実施、健康づくりボランティア等との交流機会の増加など

計画の体系及び重点施策（2）

計画の体系	重点施策の概要
II 乳幼児期における教育・保育の充実	
1 社会全体で子育てをする気運の醸成	
(1) 社会全体で子育てをする気運の醸成	○「ももっこカード」の普及、「子育て応援BOOK」の作成・配布、父親や祖父母の育児参加促進、「おかやま子育て応援宣言企業」の登録促進・普及啓発、子どもの人権に関する啓発活動の推進、青少年健全育成活動の推進
2 乳幼児期の教育・保育の充実等	
(1) 子ども・子育て支援制度の推進等	○良質な教育・保育施設や子育て支援事業等の提供に係る市町村への支援
(2) きめ細かな保育の充実	○延長保育、一時預かり、休日保育、病児保育等の提供に係る市町村への支援
(3) 待機児童解消に向けた取組の推進	○保育士の確保等による受入児童数の拡大、市町村と連携した取組
(4) 保育人材の確保・定着と職場環境の改善	○現任保育士への相談対応、潜在保育士の就業支援、若手保育士の交流会、サポート人材の配置、業務のICT化推進等
(5) 就学前教育の質の向上	○幼稚園、保育所及び認定こども園の教職員研修の充実、市町村への支援、小学校教育への円滑な接続に向けた取組の推進
(6) 岡山県子ども・子育て支援事業支援計画の推進	○教育・保育の量の見込みと提供体制の確保、認定こども園の普及、私立幼稚園等が実施する環境改善事業への支援
3 地域ぐるみの子育て支援の推進	
(1) 子育て支援ネットワークの充実	○ファミリー・サポート・センター（市町村への支援）、子育て中の親が気軽に相談できる体制の整備、おかやま子育てカレッジによる地域ぐるみの子育て支援
(2) ふれあいの拠点づくり	○地域子育て支援拠点のネットワークづくり、子育てに関する講座や相談、高齢者や障害者とのふれあいの推進など
(3) 地域における人材の養成・確保	○地域で子育て中の親の相談相手となる人材等ボランティアの養成や地域づくりを支援する専門職の養成・確保
(4) 家庭教育への支援【拡充】	○家庭教育支援チームの設置促進、保護者等に対する多様な学習プログラムや学習機会の提供、家庭訪問による相談対応や交流の場の提供など
(5) 経済的支援の推進	○児童手当の支給、国制度対象外の第3子以降の保育料無償化等に取り組む市町村への支援、子どもの医療費負担軽減

計画の体系及び重点施策（3）

計画の体系	重点施策の概要
Ⅲ 子ども・若者の成長を支援する環境の充実	
1 学校教育の推進と家庭及び地域の教育力の向上	
(1) 学校教育の推進【拡充】	○教師の授業力の向上、 PBL（課題解決型学習）の推進 、情報活用能力の育成、豊かな心や健やかな体、よりよい社会づくりに参画する人材、国際的に活躍できる人材の育成、 探究・STEAM教育 やキャリア教育の推進、 体罰や不適切な指導の防止
(2) 家庭の教育力の向上	○保護者の規範意識の向上、家庭教育支援チームの設置促進、保護者等に対する多様な学習プログラムや学習機会の提供、家庭訪問による相談対応や交流の場の提供など
(3) 地域の教育力の向上	○コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の推進、子育て支援組織の育成、子ども・若者を見守る活動の推進
2 子ども・若者の自己形成への支援	
(1) 規範意識と社会性の確立	○人権教育・啓発の推進、生命の大切さを考える機会の提供、消費者教育の推進、金融リテラシーの向上
3 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援	
(1) 夢を育む教育の推進やチャレンジ精神の育成	○「夢育」の推進、探究的な学びの充実、地域課題の解決への取組、読書活動の推進、生涯学習活動の推進、若者の創業支援、文化の担い手・アスリートの育成
(2) 地域づくりで活躍する若者の応援	○郷土愛の醸成に向けた教育の推進、地域づくりを担う人材の育成、若者の還流・定着
4 子ども・若者の居場所づくり【拡充】	
(1) 学校等における子ども・若者の居場所の充実【新規】	○ 学校、児童館など既存の地域資源を活用した居場所づくりの推進
(2) 放課後児童クラブの充実	○放課後児童クラブの設置促進、運営支援、放課後児童支援員の認定資格研修や資質向上研修の実施、処遇改善の支援、待機児童の解消に向けた取組の推進
(3) 放課後子ども教室の充実	○放課後子ども教室の推進、放課後児童クラブとの連携促進
(4) 民間団体との連携・協働による子ども・若者の居場所づくり【新規】	○ 官民の連携・協働による居場所づくりの推進
5 地域・世代間交流の促進等	
(1) 地域・世代間交流の促進	○乳幼児や高齢者等との交流、自然体験、職業・育児・ボランティア等の多様な体験活動
(2) 多様な体験・スポーツ・文化活動の推進	○体験型学習活動の推進、スポーツに親しめる環境づくりの推進、文化に親しむ環境づくり

計画の体系及び重点施策（4）

計画の体系	重点施策の概要
Ⅳ きめ細かなサポートが必要な子ども・若者や家庭への支援	
1 社会的養育体制の充実	
(1) 子どもの権利擁護の推進	○子どもの最善の利益の確保を最優先にした適切な支援、子どもの権利等に関する研修の実施
(2) 地域における包括的な支援体制の充実【拡充】	○ こども家庭センターの設置推進
(3) 里親等の積極的な推進	○里親制度の普及啓発、新規里親の開拓、里親養育支援体制の充実
(4) 施設の小規模かつ地域分散化、多機能化等による機能強化	○施設の小規模化や地域分散化、児童養護施設等への専門的な職員の配置促進、施設職員の専門性や支援技術の向上
(5) 自立支援の充実	○生活や就学、就労に関する相談、相互交流の場の提供、児童自立生活援助事業の実施等
(6) 児童相談所の体制強化	○児童福祉司・児童心理司・弁護士の配置、一時保護機能の強化、児童相談所職員の人材の確保と育成機会の充実
2 子ども虐待防止対策の充実	
(1) 児童相談所の機能強化と市町村への支援	○啓発の推進、児童相談所職員の資質向上、こども家庭センターの設置推進、市町村要保護児童対策地域協議会の機能強化
(2) すべての子どもが安心して暮らせる環境づくり	○DV防止等の広報・啓発、関係機関の取組や相談窓口の周知、関係機関・団体の連携強化
(3) 子どもへの虐待の予防	○妊娠・出産に関する不安や悩み相談、相談窓口の周知、愛育委員・民生（児童）委員等との連携、学校等における対応力の向上、二次被害の防止
(4) 子どもへの虐待の早期発見・早期対応	○子ども虐待通告窓口の広報・啓発、こども家庭センターの設置推進
(5) 虐待を受けた子どもと家族への指導及び支援	○要保護児童対策地域協議会の機能強化、関係機関との役割分担や連携の推進、親子関係再構築支援の充実
(6) 支援者の人材育成【新規】	○ 子どもへの虐待対応に携わる支援者への研修、こども家庭ソーシャルワーカー等の資格取得促進
(7) 子ども虐待による死亡事例等の重大事例の検証	○重大事例の分析・検証、再発防止策の措置、市町村が行う検証への支援

計画の体系及び重点施策（5）

計画の体系	重点施策の概要
IV きめ細かなサポートが必要な子ども・若者や家庭への支援（続き）	
3 障害や困難な状況にある子ども・若者への施策の充実	
(1) 障害のある子ども・若者の支援	○適切な医療及び医学的リハビリテーションの提供、障害児通所支援事業の実施、療育指導・相談支援体制の充実、特別支援教育の推進、教職員の専門性の向上
(2) 発達障害のある子ども・若者の支援	○関係機関の連携による幅広い支援、医師等の人材育成、特別支援教育の推進、発達障害者支援コーディネーターの役割強化やスキルアップ
(3) ニート・ひきこもりの子ども・若者の支援	○就労支援、専門相談の実施、居場所づくりの推進、市町村の体制整備への支援
(4) 少年の非行防止と立ち直り支援	○警察職員の学校訪問、非行防止教室の開催、居場所づくり、再犯防止
(5) いじめや暴力行為、不登校問題などへの対応【拡充】	○教職員の指導力の向上、 心の健康観察の実施、魅力ある学校づくり、多様な学び場の用意 、相談しやすい体制の整備
(6) 多様な背景を持つ子ども・若者の支援【拡充】	○自殺防止対策、外国人の子ども・若者への支援、多様な性への理解促進、 ヤングケアラーへの支援 、社会的養護経験者への支援、 特定分野に特異な才能のある子ども・若者への支援
4 ひとり親家庭等の自立支援	
(1) 相談機能の強化	○母子・父子自立支援員等の資質向上、「ひとり親家庭センター」による助言や情報提供
(2) 子育て・生活支援の強化	○多様な保育サービスなどの活用、家庭生活支援員の派遣、子どもの居場所づくり
(3) 経済的自立の支援	○児童扶養手当の支給、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付、ひとり親家庭等医療費の助成
(4) 就業支援の強化	○就業相談の実施、就業情報の提供、自立支援プログラムの策定、自立支援給付金の支給
5 子どもの貧困対策の推進	
(1) 教育の支援【拡充】	○高等学校等における修学継続のための支援、児童養護施設等の子どもへの学習・進学支援、 教育費の負担軽減 、地域における学習支援
(2) 生活の支援	○親の妊娠・出産、子どもの乳幼児期における支援、保護者の生活支援、子どもの生活支援・将来の就職に向けた支援、住宅に関する支援、支援体制の強化
(3) 保護者に対する就労の支援	○就労支援員による支援、就労活動促進費の支給、ひとり親家庭センターによる就労相談や、就業情報の提供、自立支援プログラムの策定

計画の体系及び重点施策（6）

計画の体系	重点施策の概要
V ワーク・ライフ・バランスと子育てにやさしい環境づくりの推進	
1 子育てと仕事が両立できる環境の整備（ワーク・ライフ・バランス）	
(1) 企業の意識改革への取組【拡充】	○労働時間の短縮、多様な働き方の促進、「おかやま子育て応援宣言企業」登録制度、「アドバンス企業」認定制度の推進、 企業経営者等への意識啓発
(2) 出産・子育てがしやすい職場環境の整備	○「アドバンス企業」の拡大、企業と連携した男性の育児休業取得の奨励
(3) 男女がともに協力して子育てする意識の醸成	○固定的な性別役割分担意識の解消につながる講座や男性の育休取得促進に関する講座の開催、学校教育等における男女共同参画の理解促進
(4) 出産・子育て後の女性の再就職等の支援	○女性が働き続けることができる環境づくりを行う企業等への支援、離職した女性の再就職を促すための情報提供やセミナーの開催、職業訓練
2 子育て家庭の安心を支える医療体制の確保	
(1) 周産期・小児医療体制の整備	○総合・地域周産期母子医療センターを中核とする周産期医療体制の整備、県北地域における小児救急医療拠点病院の確保、小児救急電話相談事業の実施
(2) 小児慢性特定疾病の医療の推進	○小児慢性特定疾病医療費の公費負担、治療の確立と普及促進、長期にわたり療養を必要とする子どもの相談支援等の充実
(3) 感染症対策の推進	○安心して予防接種を受けられる体制の整備、感染予防策の啓発、感染症の発生動向の早期把握及び情報提供
(4) 病児保育の充実	○病児保育の運営に取り組む市町村への支援、市町村域を超えた病児保育事業実施施設の相互利用の推進
3 安心して生み育てられる住生活の確保と子育て相談体制	
(1) 子育て世帯が安心して生み育てられる住生活の確保	○県営住宅への入居に係る子育て世帯に対する優遇措置、子育て環境に適した民間賃貸住宅への入居に関する情報提供
(2) 子育て支援情報の提供や相談体制の充実	○子育てに関する身近な相談窓口や仕事と子育ての両立支援に関する制度の情報提供、子ども家庭電話相談事業、「おかやま子ども・若者サポートネット」による総合的・継続的な支援

計画の体系及び重点施策（7）

計画の体系	重点施策の概要
V ワーク・ライフ・バランスと子育てにやさしい環境づくりの推進（続き）	
4 安全・安心な子育て環境の整備	
(1) 食の安全・安心の確保、食育の推進	○食の安全に関する知識の普及、食品の適正表示の推進、地域のボランティア組織による伝統的食文化や地域の特色を生かした食育の普及の推進
(2) 安全な遊び場の整備	○都市公園等の計画的な整備及び維持管理、地域子育て支援拠点や児童館のネットワークづくり、プレイパークなどの活用
(3) 安全・安心な生活環境の整備	○安全な道路交通環境の整備、公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化の促進、子育て世帯へのバリアフリー施設の整備情報の提供、公共施設等の犯罪防止に配慮した構造、設備等の普及、防犯カメラ等の普及促進
(4) 安全・安心な社会環境づくり【 拡充 】	○有害図書やがん具の規制、薬物乱用防止教育などの有害環境対策、交通安全教育、交通事故防止対策の推進、児童買春、児童ポルノ事犯等の取締り強化、通学路の安全点検や見守り活動の推進、犯罪被害にあった子ども・若者への支援、 子ども用製品の事故防止 、防災教育の充実
VI 子ども・若者の社会参画の促進と意見の反映【 新規 】	
1 子ども・若者の社会参画の促進と意見反映	
(1) 環境づくりと気運の醸成【 新規 】	○ こども基本法や子どもの意見を表明する権利の周知、子ども・若者の意見を反映する取組の発信
(2) 子ども・若者の社会参画の促進【 新規 】	○ 学校における主権者教育やボランティア活動の推進、地域、企業等と連携した教育活動の推進、消費者教育、金融教育
(3) 子ども・若者の意見表明の機会の充実と反映【 新規 】	○ 子ども・若者施策に関する審議会・協議会等への子ども・若者の登用、子ども・若者を対象にしたアンケートの実施、施策への意見反映状況のフィードバック

主要指標

I 結婚、妊娠・出産の希望がかなう環境の整備

指標名	現状	目標
婚姻率【 変更 】	3.7 (R5)	3.94
平均初婚年齢	30.1歳（夫）(R5) 29.0歳（妻）(R5)	現在より低下
妊娠と年齢の関係について正しく知っている県民の割合	55.6% (R5)	73%
おかやま出会い・結婚サポートセンターが関わった成婚数	521組 (R6.3)	1,100組
妊娠・出産に満足している者の割合	86.7% (R5)	90.5%
出生数【 新規 】	11,575人 (R5)	12,260人
県内大学新卒者の県内就職率	42.9% (R2~R5の平均)	47.5%

II 乳幼児期における教育・保育の充実

指標名	現状	目標
ももっこカード（おかやま子育て応援パスポート）の新規協賛店数	142店舗 (R5)	年100店舗
子育てが楽しいと感じている（「いつも楽しい」、「楽しいと感じるときの方が多い」）人の割合	63.9% (R5)	75%
保育士・保育所支援センターが関わった保育所等への就職者数	436人 (R6.3)	820人
子育て支援員育成数	1,469人 (R6.3)	2,200人
出生数に占める第3子以降の割合	18.7% (R5)	19.9%

主要指標

III 子ども・若者の成長を支援する環境の充実

指標名	現 状	目 標
「将来の夢や目標を持っている」と回答した児童生徒の割合	小学校6年生 60.4% (R5) 中学校3年生 37.5% (R5)	72.0% 52.5%
インターンシップや企業訪問等を体験した高校生の割合【変更】	87.9% (R5)	95.0%
子どもの不読率	小学校 8.9% (R5) 中学校 25.7% (R5) 高等学校 51.0% (R5)	4.5% 12.9% 25.5%
放課後児童クラブ実施箇所（支援の単位）数	698箇所 (R5)	760箇所
放課後児童支援員認定資格研修修了者数	3,551人 (R5)	5,100人
「人が困っているときは進んで助けている」と回答した児童生徒の割合	小学校6年生 45.6% (R5) 中学校3年生 38.9% (R5)	49.7% 41.4%
「運動やスポーツをすることが好き」と回答した児童生徒の割合	【男子】 小学校5年生 72.1% (R5) 中学校2年生 64.3% (R5) 【女子】 小学校5年生 53.5% (R5) 中学校2年生 44.9% (R5)	74.4% 66.3% 56.5% 47.4%
全国学力・学習状況調査の全国平均正答率との差	小学校6年生 - 1ポイント (R5) 中学校3年生 + 1ポイント (R5)	+ 1ポイント + 1ポイント
「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う」と回答した児童生徒の割合	小学校6年生 84.1% (R5) 中学校3年生 76.8% (R5) 県立高校生 65.8% (R5)	86.4% 80.6% 83.0%
県内大学等及び高校からの海外留学者数【新規】	大学等 856人/年 (R5) 高校 437人/年 (R5)	1,420人/年 780人/年
全国規模の理数・情報・政策提案等のコンテストへの県立高校生の参加者数	806人/年 (R5)	980人/年
家庭教育支援チームを設置している市町村数【変更】	16市町村 (R5)	27市町村

主要指標

III 子ども・若者の成長を支援する環境の充実（続き）

指標名	現 状	目 標
「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた」と回答した児童生徒の割合【新規】	小学校6年生 80.8% (R5) 中学校3年生 80.0% (R5)	84.6% 83.6%
「学習した内容について、分かった点や、よく分からなかった点を見直し、次の学習につなげている」と回答した児童生徒の割合【新規】	小学校6年生 80.4% (R5) 中学校3年生 77.6% (R5)	84.7% 80.5%
「1人1台端末を授業でほぼ毎日活用している」と回答した学校の割合【新規】	小学校6年生 73.0% (R5) 中学校3年生 63.9% (R5)	100% 100%
コミュニティ・スクールを導入している公立学校の割合【新規】	69.8% (R5)	94.0%

IV きめ細かなサポートが必要な子ども・若者や家庭への支援

指標名	現 状	目 標
里親等への委託率	33.4% (R6.3)	54%
こども家庭センターの設置市町村数【変更】	10市町村 (R6.4.1)	25市町村
子どもの貧困対策に係るネットワーク事業に参加している団体数【変更】	113団体 (R5)	161団体
民間企業における障害者実雇用率	2.58% (R5)	2.82%
小・中・高等学校における児童生徒1千人当たりの暴力行為発生件数の全国平均との比較値（全国平均を100とした場合の本県の比較値）【変更】	72.4 (R5)	69.5以下
小・中・高等学校における児童生徒1千人当たりの新規不登校児童生徒数の全国平均との比較値（全国平均を100とした場合の本県の比較値）【変更】	87.6 (R5)	84.5以下
小・中・高等学校における不登校児童生徒のうち学校内外の機関等で相談・指導等を受けた児童生徒の割合【新規】	78.1 (R5)	80.4%
「学校に行くのは楽しい」と回答した児童生徒の割合【新規】	小学校6年生 85.6% (R5) 中学校3年生 85.5% (R5)	87.3% 87.3%

主要指標

IV きめ細かなサポートが必要な子ども・若者や家庭への支援（続き）

指標名	現状	目標
高校生活に満足している生徒の割合【新規】	91.1% (R5)	95.0%
中途退学者等への自立支援を通じた進路決定者数【新規】	302人 (R5)	600人

V ワーク・ライフ・バランスと子育てにやさしい環境づくりの推進

指標名	現状	目標
おかやま子育て応援宣言企業「アドバンス企業」認定数	151社 (R5)	475社
14日以上男性の育児休業取得率【変更】	39.2% (R6)	50.4%
6歳児で麻しん・風しんの予防接種を行っている割合	麻しん 93.1% (R4) 風しん 93.1% (R4)	95%以上
ももたろう交通安全クラブ設置率	67.1% (R5)	70.0%
子ども110番セーフティーコーン設置校数	302校 (R6.9)	327校

教育・保育の量の見込み（需要量）とその確保方策（供給量）

		令和7年度				令和8年度				令和9年度				令和10年度				令和11年度			
		1号		2号		1号		2号		1号		2号		1号		2号		1号		2号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	10,976	27,879	3,706	16,483	10,537	27,136	3,620	16,363	10,004	26,288	3,549	16,310	9,520	25,587	3,485	16,180	9,158	25,215	3,414	16,084
②確保方策	特定教育・保育施設	18,685	30,322	4,001	15,047	18,574	30,251	3,992	15,007	18,379	30,185	4,002	14,999	18,111	30,122	3,962	15,123	17,917	30,040	3,926	15,173
	特定教育・保育施設以外の幼稚園	724	0	0	0	724	0	0	0	724	0	0	0	724	0	0	0	724	0	0	0
	特定地域型保育事業	0	0	517	1,395	0	0	523	1,433	0	0	523	1,466	0	0	523	1,466	0	0	523	1,518
	企業主導型保育事業	0	734	389	912	0	734	389	911	0	734	389	908	0	734	389	908	0	734	389	908
	上記以外の保育の受け皿※	0	718	86	474	0	715	88	472	0	721	88	466	0	721	88	466	0	721	88	466
	計	19,409	31,774	4,993	17,828	19,298	31,700	4,992	17,823	19,103	31,640	5,002	17,839	18,835	31,577	4,962	17,963	18,641	31,495	4,926	18,065
	②-①	8,433	3,895	1,287	1,345	8,761	4,564	1,372	1,460	9,099	5,352	1,453	1,529	9,315	5,990	1,477	1,783	9,483	6,280	1,512	1,981

1号：幼稚園、幼稚園型認定こども園等（3歳以上）

2号：保育所、保育所型認定こども園等（3歳以上）

3号：保育所、保育所型認定こども園等（3歳未満）

※特例保育、認可化移行運営費支援を受けている認可外保育施設、幼稚園における長時間預かり保育事業及び一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）及び地方単独保育施策の計。

（注）市町村において精査中のため後日数値を修正する場合がある。